

課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業事業委員会規程

平成25年5月24日

規程第22号

改正：平成27年 4月13日 規程第29号

改正：平成30年 4月13日 規程第56号

改正：平成30年11月12日 規程第85号

改正：令和3年 3月30日 規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業実施規程（平成25年5月24日規程第21号）（以下「実施規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業事業委員会（以下「事業委員会」という。）の組織及びその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 事業委員会は、実施規程第3条に掲げる各プログラム（以下「本プログラム」という。）について、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議、決定する。

- 一 本プログラムの実施に係る基本方針に関する事項
- 二 課題の設定に関する事項
- 三 研究テーマ及び研究代表者の選定に関する事項
- 四 研究テーマの評価に関する事項
- 五 その他必要な事項

(組織)

第3条 事業委員会は、15人以内の委員で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、3年とし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第6条 事業委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、事業委員会を代表する。
- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第7条 事業委員会に調査審議を分担させるため、次の部会を置く。

- 一 領域開拓部会
- 二 実社会対応部会
- 三 グローバル展開部会
- 四 学術知共創部会

- 2 部会に分属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 前項に定める委員のほか、部会に属する委員を置くことができ、学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。
- 4 前項で規定する委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 第3項に規定する委員には、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 委員長が特に事業委員会の決定を経る必要があると認めた場合を除き、部会の決定をもって事業委員会の決定とする。

(部会長等)

第8条 前条第1項各号に規定する部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の中から委員長が指名する。

- 3 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 4 部会長の指名により、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第9条 事業委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。

- 2 事業委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長

の決するところによる。

- 3 緊急その他やむを得ない事情であると委員長が認める場合は、委員長は、議事の内容に応じ、事案の概要を記載した書面を全委員に送付し、意見を徴することで議事を開くことができるものとし、その結果をもって議決とすることができる。
- 4 前項の場合において、委員会の議事は全委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
- 5 第1項の会議の開催及び議決並びに第3項の書面の送付及び意見の徴収は、電磁的方法により行うことができる。
- 6 第1項から第5項までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第10条 事業委員会及び部会において必要と認める場合には、委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(守秘義務等)

- 第11条 委員は、本プログラムに関する秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 理事長は、委員が前項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、事業委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月24日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成27年規程第29号)

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年規程第56号)

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年規程第85号)

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（令和3年規程第19号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。